

畜産環境アドバイザーのひろば

「臭気苦情への対応について考える」

長野県北安曇農業改良普及センター
地域生活課 白井龍馬

平成18年度のスーパーアドバイザー研修を受講した際、臭気苦情を抱える畜産農家を見学させていただきました。たまたま自分が同様の課題に関わっているため、身につまされる思いがしたのと同時に、この問題の解決がいかに困難かを再認識しました。

臭気苦情への対応は、畜産現場に関わる者の大きな悩みの一つであることから、研修ではこの問題を論議し、「臭気苦情への対応について考える」としてまとめてみました。

1. 臭気の発生源

悪臭の発生源は糞尿で、糞尿が腐敗した時に大量の悪臭が発生する。大量に発生させてしまった悪臭に、コスト面も含めて対応できる消臭・脱臭技術は見あたらない。

2. 畜産経営として先ず成すべきこと

人類の生活を無臭化することができないのと同様に、いかなる努力をしても無臭の畜産経営を実現することは不可能である。しかし、不用意な悪臭の発生は防がねばならない。

従って、畜産経営は、「家畜を適切に飼養管理すること」、「畜舎から糞尿を早期に搬出すること」、「速やかに好気性の糞尿処理工程に移すこと」を確実に行って悪臭発生を抑える努力が必要であるし、この中でどこかに不備があれば早急に改善しなければならない。

また、畜舎内外の整理整頓や周囲の景観整備は見た目の印象という点からも大切である。

3. 臭気軽減の目標

畜産経営の立地が悪臭防止法の規制対象地域であ

れば、その規制基準をクリアすることは社会の一員として成すべき義務であり、クリアに向けた努力をしなければならない。

規制対象地域外でも、苦情問題に対応せざるを得ない場合がある。その場合、到達目標の無い改善努力の実行は不可能であるから、近隣市町村や類似立地条件における規制値を調べ、これらを念頭（目標）に軽減努力をすることも一案と考える。

成すべき義務を守ってこそ事業を営む権利が認められるのであるから、努力をして規制基準をクリアした経営は法律を守って畜産を営んでいることを周囲（社会）に理解してもらおうと同時に、法が定める基準値以下である悪臭濃度の許容を願っていく必要もある。

4. 具体的な臭気苦情への対応

住民からの臭気苦情は市町村の環境部署が対応すべき事項であるから、畜産の支援機関は独走せず、市町村からの依頼を受け、市町村と連携して問題解決に向けた活動を行うことが肝要である。

(1) 現状の確認

- ①苦情対象となった畜産経営の飼養管理・糞尿処理状況
- ②敷地境界や排出口における悪臭物質濃度（場合によっては臭気指数）
- ③苦情発生範囲と内容

などを先ず確認する。

(2) 現状確認後の対応

- ②が法に基づく基準をクリアしている場合は、調査結果及び法律が遵守されている旨を市町村と共に苦情者に説明し、理解を願うことが第一歩である。

また、基準のクリア云々に関係なく①に不備な点があれば改善指導を行うべきである。

基準がクリアできていない場合、苦情対象の畜産経営は、支援機関の適切な技術情報の提供等をもとに、クリアに向けた対策を実施する。

5. 基準をクリアしていても臭気苦情が繰り返される場合

(1) 苦情者との対話

「畜産農場が何をやっているのか解らないが悪臭だけが漂って来る。」という状況は好ましくない。相互の理解を深めるため、市町村等に対話の場を設定してもらい、畜産環境アドバイザー等が当該畜産経営の飼養管理および糞尿処理状況・実施した臭気対策とその効果・悪臭防止技術や臭気に関する知識を解りやすく説明することが有効な場合もある（「悪臭防止法は臭いをゼロにする法律だ」と思っている人もいるが、この誤解を払拭するだけで苦情的発言がトーンダウンした例もある。）

また、「どんな対策をしても臭いをゼロにすることは不可能」であることを周囲に対してやんわりと（畜産経営の味方だと非難はされるが）伝えていくことも必要である。

更に、当該畜産経営や畜産関係者が苦情者に対して「迷惑かけて申し訳ないなあ。何とか解決したいなあ。」との気持ちを持つことも欠かしてはならない。仮に法律をクリアするレベルであっても、不快感を与えてしまっていることは事実なので、この気持ちが伝わらないと感情もこじれ易くなる。

(2) 対話による理解が得られない場合

理論に基づく可能な限りの対策を実施し、法に基づく基準をクリアしても、無臭にはならないため、次々と際限のない対策を迫られる場合も想定される。

畜産経営側がもはや次の対策を行うことが限界となった場合に、解決の確証がない技術情報等の提供を延々行っていくことが果たして支援機関として適切な対応なのか？という疑問も湧く。

このような場合に、都道府県の出先庁舎内の機関（例えば環境部署＋農政部署）が調整役となる

場合も考えられるが、当事者との距離が近すぎる分、調整役メンバーの意識統一や中立性の堅持が難しい面もあり、細部にわたる情報や知識の共有化をした上で細心の対応をすることが必須であるし、解決までの道のりは多難と思われる。

いつまでも解決を見ない場合は、やはり双方が納得し易い公的な紛争解決機関に委ねることもやむを得ないと考える。具体的には、都道府県の公害審査会によるあっせんや調停、裁判所における民事調停といった制度が考えられる。

あっせんや調停は、双方の互譲に基づいて解決を図る手法であるから、妥協点を見出す材料として、「なぜ臭うのか」「主にどこから臭うのか」「どのような軽減努力を図ったのか」「どの程度の効果があったのか」「どこへ臭って行くのか」「どんな時間帯に臭って行くのか」「どんなふうには迷惑がかかっているのか」などの情報を双方が共有化しておくことも重要と思われる。

6. 雑感

まとめてはみましたが、畜産経営の立地条件、経営者の考え方、地域の状況、苦情の質や範囲、問題解決に関わるメンバーなどで事の成り行きは変わってくると思います。

自分も、理屈どおりには進まない場面に直面しており、多くの方々の助言をいただきつつ活動していますが、なかなか出口が見えません。

飼養管理や糞尿処理が適切に行われていても、飼養規模や立地条件などから予期せぬ苦情問題となってしまう例もあり、こういう場合には、苦情の時間帯と農場内作業の時間帯がほとんどリンクしておらず、苦情の電話があってもただ謝るしか対処のしようがないということが多かったです。

また、技術対策一つを取ってみても、効果があるのは理解できるが完璧に実行しようと考えるとイニシャル、ランニングコストともに現実的には不可能、ということも多く、なかなか「これなら！」という方策も見つからないのが現状です。

同様の課題を抱える皆さん、めげずに行きましょう。